

# JID トリオN (分割型) 賃貸保証委託申込書 兼「個人情報の取得・利用・提供に関する同意書」及び「契約事項に関する同意書」

以下の必須記入項目、及びお申込者記入項目をご記入ください。

私(申込者・賃借人)は、会社を証明する書類として商業登記簿謄本(3ヶ月以内に取得したもの)又は、公証人役場印のある定款(登記申請中の場合)ならびに当社の与信判断に必要な書類を提出することに同意します。また、日本賃貸保証株式会社グループが与信判断及び賃貸保証委託契約の締結、管理等に際し裏面の条項に従って、当該個人情報の取扱いを行うこと、及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みを行います。

お申込者様  
署名(自筆)

クレジット  
カード  
支払予定

※1 集送金手数料がかかります。毎月の約定日(27日)にお振替ができなかった場合、再請求事務手数料がかかります。  
※2 月額保証料は「契約始期日の翌月分から解約月分」までご請求いたします。未清算の月額保証料は初回振替日にまとめてご請求いたします。フリーレント等で、お家賃のご請求がない月も月額保証料はご請求させていただきます。

### ▶ 必須記入項目

※以下の項目は全てご記入ください。

代理店	代理店名	有限会社 ランドマーク	電話番号	0534127505 0534127506
	代理店コード	22A-G120330P	担当者氏名	加藤 利幸

申込内容等	物件名称	フリガナ		号室	用途 <input checked="" type="checkbox"/> 住居用(スタンダードプラン) <input type="checkbox"/> 住居用(ワイドプラン) <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他( ) ※事業用、駐車場用は初回なしプランがございません。	
	所在地	〒				
	敷金	円	家賃	①		円
	礼金	円	管理費 共益費	②		円
	保証金	円	駐車場	③		円
	敷引	円	その他	④		円
		毎月支払 総額※1	①+②+③+④	円		

初回あり	初回保証料	( 50 ) %	円
	月額保証料※2	( 3.3 ) %	円
初回なし	月額保証料※2	( ) %	円
	【保証料の算出方法】 毎月支払総額×料率(%) (※小数点以下は切捨、初回・月額共に最低保証料がございます。) (※引落資料に変更があった場合は、月額保証料が変わります。)		

その他	連帯保証人について	原賃貸借契約書上における連帯保証人は、 <input type="checkbox"/> 会社代表者 <input type="checkbox"/> 入居者 <input type="checkbox"/> 会社代表者との連名契約 <input type="checkbox"/> 入居者との連名契約	
	転居理由		

備考	
----	--

### ▶ お申込者記入項目(選択記入)

※貴社でご使用されている「入居申込書」を同時にFAXいただく場合、下記情報が記載されていれば記載不要です。

申込者	会社名	フリガナ		業種 主たる 業務内容			
	代表者名	フリガナ					
	本社所在地	〒		電話番号			
	ご担当者名	フリガナ		FAX番号			
	勤務地所在地	〒		所属			
				役職			
資本金	万円	年商	万円	従業員数	人	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場
取引銀行		主要取引先		設立	西暦	年	月 日

会社代表者	お名前	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日(才)	
	ご住所	〒	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍			
		自宅電話		居住年数	年	ヶ月		
		携帯電話		月収	万円			
お住まい	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有		ご家族		<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供(人)			

入居者	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄 (法人との関係)	生年月日	西暦	年	月	日(才)
	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄 (法人との関係)	生年月日	西暦	年	月	日(才)

記入漏れがないかご確認の上、本人確認書類等、必要書類と共に **03-5620-2910** までFAXください。

【お問合せ先】 日本賃貸保証株式会社 審査部門 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 TEL.03-4232-2500

## 個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

### 第1条 (利用範囲)

1. 日本貸貨保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（貴個人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込み（含む契約）を取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービス、住まいサポート24サービス（希望者に付帯される保険の業務の業務を含む）などを除き、内閣に実行することを目指す）として利用させていただきます。

- (1)個人情報について  
①乙が所定の申込書に記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成、住居状況等の「属性情報」(含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先から通知を受け取る等により得た「変更情報」)  
②本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」  
③本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」  
④甲が申し込んだ内容、及び緊急連絡先の方名、年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力に関する情報」
- (2)個人情報の提供について  
乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下により、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

### 【業務委託を行う個人情報の提供について】

以下のグループ会社から賃貸保証に関連する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。

社名：ジェイアイディ総合管理株式会社  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2510  
個人情報保護管理者：代表取締役  
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

### 【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し、賃貸物件検索サイト、生活支援融資資金貸付サービスなどの生活に関する各種サービスを行うために、ウェブサイトを選択された場合には、これらに加えて住まいサポート24サービス（希望者に付帯される保険の業務を含む）を行うために、以下の情報を後述のグループ会社等に提供します。提供する情報・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。なお、乙は、上記内容について、甲の同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

住まいサポート24サービス、販売販売及び各種情報提供の会社  
社名：株式会社ホームマイスター24  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2526  
個人情報保護管理者：取締役  
ホームページアドレス：http://homemester24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供の会社  
社名：ジェイアイディ総合管理株式会社  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4

電話番号：03-4232-2510  
個人情報保護管理者：代表取締役  
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

付帯される保険の引保保証会社  
社名：チューリッヒ保険会社  
住所：東京都中央区新橋4丁目10番2号  
電話番号：0120-860-697  
お客様相談室  
ホームページアドレス：http://www.zurich.co.jp/

### 第2条 (個人情報の取得・利用同意)

1. 甲は、個人情報の取得及び取得・利用することに同意します。
2. 甲は、本人確認のために、乙が乙の運転免許証/パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの甲）することに同意します。
3. 乙の甲に対し、賃貸料未納/提出書類の不備等の通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送付することに同意します。なお、H25年9月以降、同一サービスを利用する際、a.u携帯の安心ロック設定に際してSMS内記の電話番号やURLを入れてお届けします。

### 第3条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の提供を利用することに同意します。  
(1)営利目的の送付、メール配信、電着告知、甲の付帯業務活動等のために利用する場合。  
(2)その他、販売活動、甲の付帯業務活動などに利用する場合。  
(3)賃貸料未納/提出書類の不備等の通知事項がある場合。
2. 甲は、賃貸人、及び集金者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報を乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

### 第4条 (提携先及び個人信用情報機関への利用の同意)

1. 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第5条 (賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用)

1. 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
2. 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引実績に基づく個人情報及び乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関に照会した内容に関する個人情報、乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関の会員により甲の賃貸料の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が賃貸借保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引実績	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

3. 賃貸借保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

## 賃貸保証委託契約

私（賃貸人以下「甲」という）と日本貸貨保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載物件（以下「本物件」という）に関する原賃貸借契約（一時使用契約/利用契約を含む、以下「原賃貸借契約等」という）に基づき甲の賃貸人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。甲は本件委託契約締結にあたり、乙に対し、金融機関宛への口座振替依頼書を提出します。

### 第1条 (賃貸保証の委託)

1. 本件委託契約は原賃貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し保証することを委託し、乙はこれを受けます。本書は、「保証債務の通知」として、乙から甲に通知された承認書が記載されている場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
2. 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の連帯保証人であるとき限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者がこの連帯保証人とならない旨を認めたとき、乙の限りではありません。
3. 賃貸人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃貸人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

### 第2条 (保証料)

1. 甲は、表面記載の初回保証料を乙の定める方法により、乙に支払います。
2. 表面記載の契約始期日の翌月から甲は乙に対し、毎月表面記載の金額または、表面記載の算出方法により算出された金額を月間保証料として支払ふものとします。
3. 賃貸人は、保証料を支払ふ義務を甲にわたって支払ふことが出来ます。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。
4. 原賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

### 第3条 (本件委託契約の成立)

本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が初回保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

### 第4条 (保証の範囲)

1. 乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原賃貸借契約等に明記されていることが条件となります。  
(1)原賃貸借契約等に基づいて、表面記載の契約始期日以後に発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料・変動費等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約に明記されているものに限りです。
  - (2)原賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金、但し、第5条2項の明渡しの日を以て賃料等相当損害金に算する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の末日数を分母に計算するものとします。
  - (3)原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に関する費用。
  - (4)前各号の義務の履行に關し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
  - (5)その他、乙が相当と認めたもの。
2. 原賃貸借契約等の期間中は本件委託契約を締結する場合、乙は本件委託契約締結前に既に発生していた債務が保証対象は、保証しないものとします。

### 第5条 (契約期間)

1. 本件委託契約の契約期間は、契約締結日より、原賃貸借契約等の解約または解除される日までとします。
2. 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。

### 第6条 (保証内容の変更)

1. 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
2. 前項により届け出られた内容につき、乙が承諾した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第7条 (定期借家契約)

1. 本物件の定期借家契約の場合には以下の通りとします。  
原賃貸借契約等が賃賃料を認め場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
2. 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件を明渡した日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。

### 第8条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃貸人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した日、甲に対して事前に通知することなく弁済することが出来ます。

### 第9条 (求償権の範囲)

1. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために甲が支払った費用を支払わなければならないものとします。
2. 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
3. 明渡しに關する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第10条 (事前求償)

1. 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。  
(1)甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃貸人がその破産財団の配当に加入しないとき。  
(2)原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

### 第11条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づいて甲が賃貸人に預けた敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充當した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの賃料等に充当されるものとします。

### 第12条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社へ譲渡することを予め承諾します。

### 第13条 (勤務先等への連絡)

1. 甲は、乙が甲の住所または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることに同意し、予め承諾します。

2. 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

### 第14条 (本物件の立ち入り)

14. 法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性のある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入りすることが出来ます。

### 第15条 (連絡事項)

甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞りなく、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に関し敷金または保証金を差し入れたら乙にお告知ください。乙は甲に対し、物件の滞りなく紙を提出する必要があるため適切な措置を講ずることが出来ます。但し、物の入居を断るべき合理的な措置は講じないものとします。

### 第16条 (明渡しの日成立)

1. 原賃貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しの日成立とみなすことに同意します。  
(1)電気、ガス、水道の供給停止、郵便物の状況等から、甲が本物件について通常の生活を営んでいないと認められたとき。  
(2)本物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内に置かれ、明渡されたことが認められたとき。

### 第17条 (動産類の扱い)

1. 第16条の明渡しの日成立に際して本物件の明渡し、甲が本物件に残された動産類の所有権を放棄し、又は当該動産類を搬出、運搬、保管、処分することに何ら異議を申し出ないものとします。
2. 前項の場合において、乙が残動産類（車両も含む、明らかなゴミ類は除く）を保管する場合は、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
3. 1項及び2項に關して発生する一切の費用は甲の負担とします。

### 第18条 (原賃貸借契約等の解除)

法令上認められている場合には賃貸人の合意がある等相当事由がある場合は、甲は乙にわたり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

### 第19条 (賃料等の承擔)

1. 甲の破産等により債務の履行が出来なくなった場合について賃料等を正定した問題者あるいは親族が甲の承認した、契約締結終了まで該承認人との間で本件委託契約は続きます。2. 前項に基づき賃料等を承擔した場合は、賃貸保証委託契約を再度締結しなければなりません。また、乙が賃料等の承擔金、送金を行う商品については、賃料等を承擔した者は乙に対し、別途、自身の名義の賃貸借保証依頼書を作成しなくてはなりません。

### 第20条 (集金、送金、保証金の前払い)

1. 甲が原賃貸借契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙から委託を受けた三菱UFJニコス株式会社が行います。
2. 集金は、クレジットカードによる支払いにより（クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約にない決済するものとします。）または、預金口座振替に基づいて、預金口座からの引落しにより集金します。なお、利用出来るクレジットカード及び口座は、原則甲名義のものとする。なお、この場合の賃料等の集金手数料は、甲の負担とするものとします。
3. 賃料等は（毎月2日（金融機関が休業日は営業日）として）甲の乙のホームページからクレジットカード支払いの登録を行うこと、クレジットカードによる支払（クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします。）を利用することが出来ます。但し、クレジットカードにより、決済出来ない場合は、自動的に預金口座からの引落しによる支払いを利用するものとします。
4. 甲は、集めた賃料等の賃貸人への送金を「保証契約書または保証約款」に基づいて行います。
5. 第3項の明渡しに際して発生した場合は、甲、賃貸人/保証金（未納賃料等相当額）を前払いします。なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了した、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するものであり、前項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）引落し請求の日を含むより、次回以降の引落しを定める場合があります。
6. 前項の場合、甲は、乙の請求に基づき、未納賃料等及び再請求手数料600円（税別）を支払ふものとします。支払方法は、金融機関での振込またはコンビニエンスストア等での払込みにより、但し、振込と払込みを併用する場合は、甲の負担とします。なお、賃料等、更新保証料等の合計3か月分を超える場合にはコンビニエンスストアで使用する払込票は甲が作成されます。
7. 甲が未納賃料等を支払い、その額が未払いの債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから充当します。  
(1)保証料等  
(2)未納賃料等  
(3)その他の債務
8. 甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った月（期間）と振替開始日によって乙が賃料等を集算する予定日（期間）との間に、賃料等未払月（期間）が発生する場合、乙が賃料等に対し、当該賃料等未払月（期間）の賃料等相当額の保証金を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、7項と同様の方法により当該未払賃料等を支払ふものとします。但し、甲は、請求と入れ違いに賃料等相当額を支払ふときは、その旨を乙に通知するものとします。
9. 甲が保証料の支払いを遅延したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。
10. 甲が保証料の支払いを遅延したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。
11. 甲が預金口座からの引落しによる支払いを1ヶ月間継続して1度も行わなかった場合、甲は乙に対し口座振替依頼書を、再度提出するものとします。

### 第21条 (請求書等の郵便物の返戻等)

1. 甲について、住所に郵送した請求書等の郵便物が届かなかった場合にも、通常到着すべき時期に到着したものとします。
2. 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、甲の承諾なく乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

### 第22条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が事実であることを表明し、保証しなれないものとします。  
(1)暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総合屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではないこと。  
(2)反社会的勢力等が事業活動や交友関係、または反社会的勢力等に不当な影響を及ぼす行為を行うなど、社会に不当な影響を及ぼす個人または法人、その他団体ではないこと。  
(3)取次役、監督役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。  
(4)甲は乙に対し、もていよその関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法、または不当な手段を用いて要求し、その他の不正行為を行わないこと。
2. 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が事実と異なるおそれがあることを知ったときは、直ちに書面をもってその内容を乙に通知し、乙に通知した旨またはコンビニエンスストア等での払込みにより、但し、振込と払込みを併用する場合は、甲の負担とします。なお、賃料等、更新保証料等の合計3か月分を超える場合にはコンビニエンスストアで使用する払込票は甲が作成されます。
3. 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあることを認め、何らの催告を要することなく、書面によって通知することにより、本件委託契約を終了し、本件委託契約に基づ

- (1)甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
- (2)甲の滞りなく
- (3)甲はまた甲は、甲・賃貸人間の係争事実

### 第6条 (個人情報の提供等に関する)

甲は、乙が債権管理に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報債権回収会社に提供することに同意します。

### 第7条 (個人情報の開示・訂正・追加・削除)

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じます。）

### 第8条 (本条項不適用の場合の備書)

1. 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する旨があるものとします。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
2. 賃貸人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する旨があるものとします。

### 第9条 (審査結果の連絡)

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を甲が乙または賃貸人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び乙が乙または賃貸人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

### 第10条 (個人情報の管理)

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管するよう努めます。

### 第11条 (問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社名：日本貸貨保証株式会社  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-8080  
個人情報保護管理者：取締役

### 第12条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

### 第13条 (管轄裁判所)

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件所在地及び乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

### 第14条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、甲が以下のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れるものとします。  
(1)本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等を居住または、入りさせた場合。  
(2)本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等であることを感知させた場合、看板、板、電柱、電線等の被害を提示した場合は。

3. 3項4の場合において、甲は、乙が受けた損害を賠償しなければなりません。
6. 3項4に従い、乙が本件委託契約を解除したことに甲が損害を受けようとする場合であっても、乙は甲に対し、何らの損害賠償等を義務を負わないものとします。
7. 3項4に従い、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

### 第23条 (管轄裁判所)

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件所在地及び乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

### 第24条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

### 第25条 (問合せ窓口)

1. 原賃貸借契約等についてのお問合せは、賃貸人または代理店にご連絡ください。
2. 本件委託契約についてのお問合せは、日本貸貨保証株式会社にご連絡ください。
3. クレジットカード・引落し・コンビニエンスストア等での支払いについてのお問合せは、ジェイアイディ総合管理株式会社にご連絡ください。

### クレジットカード利用時における注意事項

1. 賃料等及び保証料等のご請求について  
クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約にない決済するものとします。  
2. ご請求のクレジットカード利用不能の取扱いについて  
クレジットカード利用上限額を超えた場合や、クレジットカード期限切れで再登録したくないなど、クレジットカード利用不能の際は、事前にお届けいただいた指定口座からの口座振替による。（約定日「毎月2日（金融機関が休業日は営業日）」）  
※クレジットカード利用不能の際は、弊社より口座振替のご案内をさせていただきます。  
※口座振替の場合、約定日「毎月2日（金融機関が休業日は営業日）」に引落しが出来ます。弊社より賃料等のご請求書をご再発行させていただきお振込みし、再請求書手数料600円（税別）が発生いたしますので、ご注意ください。（集金手数料引落し結果を問わず発生いたします。（払込手数料お客様負担となります。））約定日「毎月2日（金融機関が休業日は営業日）」にお振替出来たお客様は対象となりません。  
※カード会社様からのご請求明細書には、「日本貸貨保証（家賃等）」/年〇月〇分「日本貸貨保証（賃料等）」/YMMJ「ホンテンシティホテルYMMJ」等で表記されます。（YV：西暦、MM：月）  
※クレジットカード決済が口座振替に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落しされる場合があります。

JID/トナノ分割型 2016.01現在

### ※家財総合保証注意事項

- ①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。
- ②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当り外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払れない場合があります。他の保険契約等が加入されている場合には、他の保険契約等が支払うべき保険金の内容の違いに補償額にご注意ください。
- (注)補償が重複する可能性のある主な補償とは、家財、修理費用、借入金賠償責任、個人賠償責任です。

※契約書（1枚目）裏面の建物構造の当てはまるものにチェックを入れてください。

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…
社名:日本貸貨保証株式会社 住所:〒292-0819 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号:03-4232-8080 営業時間:平日 9:00~18:00
クレジットカード・引落し・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…
社名:ジェイアイディ総合管理株式会社 住所:〒292-0819 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号:03-4232-2510 営業時間:平日 9:00~18:00

FAX送信先 03-5620-2910 (矢印の方向に送信してください。)

# FAX送付状【法人のお申込時に必要な書類】

## 代理店様情報(必須)

代理店名	有限会社 ランドマーク		
電話番号	0534127505	FAX番号	0534127506
担当者名	加藤 利幸	代理店コード	22A-G120330P

## お申込者様情報(必須)

申込者名			
物件名		号室	
商品種別	<input type="checkbox"/> トリオ <input type="checkbox"/> トリオ J <input type="checkbox"/> トリオ N <input type="checkbox"/> トリオ J select <input type="checkbox"/> トリオ N select <input checked="" type="checkbox"/> その他( トリオ N 分割型 )		

送付される書類にチェック  していただき、送付枚数をご記入ください。

①は全ての方にご提出いただけます。①と②の両方をご提出いただく場合もございます。

該当する書類が存在しない場合は、その他欄内の項目にチェック  していただき、( )内に書類名をご記入ください。

### ①会社を証明する書類

会社を証明する書類 (右記のいずれか1点)	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 ※3ヵ月以内に取得したもの <input type="checkbox"/> 公証人役場印のある定款 ※登記申請中の場合はご提出ください。	枚
契約者または入居者が 外国籍の方	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書もしくは在留カード(表面&裏面) ※在留資格がない方・在留期限が切れている方は不可	枚
その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )	枚

### ②支払いの根拠を示す書類(賃料が適正にお支払いいただけるのか客観的に判断が可能な書類)

既存法人	<input type="checkbox"/> 損益計算書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書	枚
新規法人	<input type="checkbox"/> 法人代表者名義の事業資金が確認できる書類 または <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 ※表紙&最新記帳3ページ分	枚
その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )	枚

## JIDへの連絡事項

--

【お問合せ先】 日本賃貸保証株式会社 審査部門 TEL.03-4232-2500

※本書類は当社ホームページ (<http://jid-net.co.jp/>) からダウンロードできます。